

人民検察院法

(改正版)

第I編 総則

1条 (改正) 目的

この法律は、検察職務遂行が効率的、効果的であるよう、国家、社会、共同体の利益、市民の正当な権利と利益を保護し、また司法手続の事件訴訟において法律に基づいて被疑者を裁判所に起訴すること、法律の尊重と遵守をモニタリング検査することを保証することで、社会が安寧かつ規律あるものになり、順法意識を強化し、国家維持と建設に資するよう、人民検察院の実施、活動に関する原則、規則、ならびに措置を規定するものである。

2条 (改正) 人民検察院

人民検察院は、司法手続内の事件訴訟において、被疑者を裁判所に起訴し、法律の尊重と遵守についてモニタリング検査する職務を行う機関である。

3条 (改正) 用語の定義

この法律文の中で使用されている用語の意味は、以下の通りである。

1 ພະນັກງານ-ລັດຖະກອນອົງການໄອຍະການປະຊາຊົນ パナックガン-ラタコーン・オンカーンアヤカーンパサーソン

「人民検察院検察官・職員」とは、検察院長官、検察院副長官、検察官、検察官補、法律専門職員、管理職員ならびに軍検察院職員の意味である。

2 ພະນັກງານໄອຍະການປະຊາຊົນ パナックガン・アヤカーンパサーソン

「人民検察検察官」とは、最高人民検察院長官の任命を受けて、モニタリング検査、捜査ならびに裁判審理に出廷する職務を行う職員である。

3 ຜູ້ຊ່ວຍພະນັກງານໄອຍະການປະຊາຊົນ プースワイ・パナックガン・オンカーン・アヤカーンパサーソン

「人民検察検察官補」とは、最高人民検察院長官の任命を受け、検察官を補助する職務を執行する職員である。

4 ພະນັກງານໄອຍະການທະຫານ パナックガン・アヤカーン・タハーン

「軍検察院職員」とは、軍検察院法に定めのある通り、軍検察院長官、軍検察院副長官、軍検察院検察官、軍検察院検察官補、法律専門職員、管理職員のことである。

5 ນິຕິທຳ ນິເຕີທາມ

「順法」の意味は、正しくそして厳格に法律を尊重し執行することである。

6 ຄຳຕົກລົງ ກາມຕອກລອນ

「決定」とは、人民検察院の命令、通達、声明、忌避申請、再審申請とその他の法令のことである。

7 ຄຳສັ່ງຟ້ອງ ກາມສາຟອນ

「起訴状」とは、裁判所での審議判決のために被疑者に対し容疑をかける検察院長官によってだされた命令である。

8 ຄຳທະແຫຼງ ກາມຕາເລນ

「声明」とは、法廷において人民検察官が表明する被告の罪を分割整理した意見である。

9 ສະຖານທີ່ກັກຕົວ ສາຕານເຕີ・ກັກຕອາ

「留置場」の意味は、法律の定めのある期間中、被疑者の身柄を管理する場所を意味する。

10 ສະຖານທີ່ກັກຂັງ ສາຕານເຕີ・ກັກຄັນ

「勾留施設」の意味は、裁判所の確定判決が下されるまでの裁判手続期間中、起訴された者あるいは被告を勾留する場所を意味する。

11 ຄ້າຍດັດສ້າງ ກາຍໄດັສາຣັນ

「矯正センター」の意味は、研修教育、行政的矯正を行う場所である。

12 ຄ້າຍຄຸມຂັງ ກາຍໄດັຄຸມຄັນ

「刑務所」とは裁判所の確定判決に従い、受刑者の刑の執行をおこなう収容施設である。

4条 (改正) 人民検察院の業務に対する国家の政策

国は、政策、法律、規則を作成し、人材を養成、育成し、必要な予算、乗り物ならびに使用機材の提供を通じて、司法手続中の訴訟手続の人民検察院の職務遂行活動に対して、様々な面で促進し、条件を整え、便宜を図り、被疑者を裁判所に起訴し、法律の尊重と遵守についてモニタリング検査する業務に対し、法律に即して透明性、客観的、正当性を持たせる。

国は、法律の広報宣伝、研修教育を促進援助し、社会と国民に知らしめ、理解させ、そして正しく厳格に施行できるようにすることで、法の支配による人民民主国家の安定を保障する。

5条 人民検察院の行う業務の原則

人民検察院は、以下に述べる基本原則に基づいて業務活動を行う。

1. 法律の尊厳を保障する。
2. 法律施行モニタリング検査を包括的に完全にならびに客観的に実施することを保障する。
3. 規則に沿って明確さ、公正、適時性ならびに公開性を保障する。

4. 垂直的なラインでの中央集権統一制度と首長制度を保証する。
5. 犯罪者は法律に沿って罪を科せられ、ならびに罪を犯していないものは罰せられないことを保証する。
6. 業務実施において関係する機関と協調することを保証する。

6条 (改正) 起訴状と提言書の検討

各階級の人民検察院の長は、法律で規定された期限内に、国家組織、建国戦線、ラオス退役者連盟、大衆組織、社会組織、企業ならびに市民の起訴状と提言書を検討する。

7条 (改正) 保護

人民検察院検察官・職員は、モニタリング検査業務に関わる報告者、情報提供者、証人、専門家等も含めて、法律によって、強制、恐喝ならびに生命、健康、尊厳あるいは財産に対する危険な行為から保護されなければならない。

人民検察院検察官に対する刑事手続については執行前に最高人民検察院長官に報告をすること。

8条 国際協力

国は、ラオスが加盟している国際条約や国際約束を実施することを含めて、人民検察院の業務を開発し、その質を向上させ、強固にそして近代的にするため、法律と司法面での協力、知識経験、情報、テクノロジー、研修などの交流、あるいは、セミナー、技術面における知識と能力の向上を通じて、人民検察院の業務に関する海外、地域、外国、国際社会との協力を促進する。

第II編

人民検察院の地位、役割、権利ならびに職務

9条 (改正) 人民検察院の地位と役割

人民検察院は、国の機関であり、被疑者を裁判所に起訴し、捜査機関、人民裁判所、判決執行機関の司法手続内事件訴訟における法律尊重と遵守をモニタリング検査する役割を負う。

10条 (改正) 人民検察院の権限と職務

人民検察院の持つ権限と職務は、以下の通りである。

1. 被疑者を裁判所に起訴する。
2. 捜査機関の法律執行状況をモニタリング検査する。

3. 法律で規定されたように、ある事件全部またはその一部の捜査を行う。
4. 事件手続における裁判所の法律執行をモニタリング検査する。
5. 裁判所の命令、処分、確定第一審判決、確定上級審判決の執行についてモニタリング検査をする。
6. 留置場、勾留施設、矯正センター、刑務所ならびに裁判所の強制措置実施施設の中における法律の執行について、モニタリング検査する。
7. 国家主席令に依る恩赦について、研究、提案、執行をモニタリング検査する。
8. 捜査機関ならびに関係する他の機関と協調して、法律執行についてモニタリング検査し、犯罪、法律違反の防止や追放を行い、同時に犯罪が発生する原因と条件を撲滅する。
9. 法律にしたがって再審を行う。
10. 人民検察の業務に係る法律の広報普及を行う
11. 定期的に関係の上部機関に対し、自身の業務執行について取りまとめと報告を行う。
12. 法律に定められたその他の権限行使と役割執行をする。

第III編

人民検察院の組織制度

11 条（改正）人民検察院の組織制度

人民検察院の組織制度は、以下のように構成されている。

1. 最高人民検察院
2. 地域（パーク）高等人民検察院
3. 首都・県人民検察院
4. 設立された地区（ケート）・郡・市人民検察院
5. 軍人民検察院

地方人民検察院である地域（パーク）、首都、県、地区（ケート）、郡、市の人民検察院の設立については、県国民議会の検討と承認ののち、国民議会常務中央委員会の合意による。

必要性が高い場合、最高人民検察院長官の合意に従って、特別検察院を設立することができる。

第 1 章

最高人民検察院

12 条（改正）最高人民検察院

最高人民検察院は、人民検察院制度の最高機関であり、被疑者の起訴と司法手続の事件訴訟内の法律の尊重、遵守について、全国で正しく統一的に行われるよう下位にある人民検察院と軍検察

院を指導し導く役割を持つ。

13 条（改正） 最高人民検察院の権限と職務

最高人民検察院は、以下の権限と職務を有する。

1. 捜査機関、人民裁判所、判決執行機関の法律執行のモニタリング検査を行う。
2. 下位にある人民検察院と軍検察院の職務の尊重と遂行をモニタリング検査する。
3. 下位にある人民検察院と軍検察院に対し、自身の責任範囲における法律の内容を紹介し説明し、法律面の情報ニュースを提供する。
4. 自身と同級また下位級の人民検察院の組織と活動を管理し、便宜を与える。
5. 人民検察院の職員、公務員の養成と質向上を図る。
6. 人民検察院の業務活動、全国における事件数、起訴数、矯正者数ならびに犯罪者数の統計を研究し総括する。
7. 自身の業務実施において、関係する他の機関と協調する。
8. 法律と司法に関して外国、地域、国際社会と協力関係を持つ。
9. 上部組織に対し、自身の職務活動について総括し報告する。
10. 法律の中で規定されているように権利を行使しその他の職務を実施する。

第 2 章

地域（パーク） 高等人民検察院

14 条 （改正） 地域（パーク） 高等人民検察院

地域（パーク） 高等人民検察院とは人民検察制度の中の 1つの機関であり、自身が責任を持つ地域の範囲内で法律の尊重と遵守が正しく統一的に行われるようにモニタリング検査の役割を持つ。

地域（パーク） 高等人民検察院は、ラオス人民民主共和国の北部、中部、南部に設置されている。

地域（パーク） 高等人民検察院は、決められた一部の首都、県を管轄するよう首都あるいは県に設置される。

15 条 （改正） 地域（パーク） 高等人民検察院の権限と職務

地域（パーク） 高等人民検察院は、自身の責任範囲に沿って以下の権利と職務を持つ。

1. 捜査機関、人民裁判所、判決執行機関の法律尊重と遵守のモニタリング検査をする。
2. 首都・県人民検察院の職務執行をモニタリング検査する。
3. 首都・県人民検察院に対して、法律の情報、ニュースを紹介し提供する。
4. 自身と同級の人民検察院の組織と活動を管理する。
5. 首都・県人民検察院の報告、事件数、起訴者数、矯正者数および犯罪者数統計の研究

ならびに総括を行う。

6. 自身の役割執行において関連の組織との協調を行う。
7. 上層部の合意に従い、外国との連絡、協力を行う。
8. 最高人民検察院に対し、定期的に自身の職務活動について総括し報告する
9. 法律で定められたように権限を行使しその他の職務を遂行する。

第3章

首都・県人民検察院

16条 首都・県人民検察院

首都・県人民検察院は人民検察院制度内の1つの組織であり、被疑者の起訴と司法手続の事件訴訟内の法律の尊重、遵守について、県、首都の範囲において正しく統一的行われるようモニタリング検査する。

17条 (改正) 首都・県人民検察院の権限と職務

首都・県人民検察院は、自身の責任範囲において以下の権限と義務を有する。

1. 捜査機関、人民裁判所、判決執行機関の法律尊重と遵守のモニタリング検査を行う。
2. 設立された地区（ケート）、郡、市人民検察院の職務遂行をモニタリング検査する。
3. 設立された地区（ケート）、郡、市人民検察院に法律面の情報ニュースを紹介、提供する。
4. 自身の級の人民検察院と設立された地区（ケート）、郡、市人民検察院の組織と活動を管理する。
5. 設立された地区（ケート）、郡、市人民検察院の業務執行に関する報告を研究し総括する。
6. 事件数、被疑者起訴数、矯正者数、犯罪者数の統計業務の研究と総括を行う。
7. 自身の役割執行において関係する他の組織との協調を行う。
8. 上層部の決定にしがたい、外国との連絡、協力を行う。
9. 自分の業務執行について上部組織へ取りまとめ、報告をおこなう。
10. 法律で定められたように権限を行使し、その他の職務を遂行する。

第4章

地区（ケート）人民検察院

18条 (改正) 地区（ケート）人民検察院

地区（ケート）人民検察院とは人民検察院制度の中の1つの機関である、自身の責任範囲において被疑者の起訴と、司法手続の事件訴訟内の法律の尊重、執行が正しく統一的行われているか

モニタリング検査する役割を持つ。

地区（ケート）人民検察院は、地理的、社会経済の発展あるいは事件の増加に従い、単数または複数の郡、市を統合して 1 の地区（ケート）にすることにより作られたものである。

19 条 （改正）地区（ケート）人民検察院の権限と職務

地区（ケート）人民検察院は、自身の責任範囲に沿って以下の権限と義務を有する。

1. 捜査機関、人民裁判所、判決執行機関の法律尊重と遵守のモニタリング検査を行う
2. 自身の組織と活動を管理する。
3. 職務実施について研究し総括し、事件数、被疑者数、矯正者数、犯罪者数統計の収集を行う。
4. 自身の役割執行において関係組織と協調する。
5. 自身の業務活動について、総括し、自身の上層部に対し報告する。
6. 法律の中で規定されたようにその他の権限を行使し、業務を遂行する。

20 条 （新）地区（ケート）人民検察院郡・市支所

地区（ケート）人民検察院郡・市支所とは、地区（ケート）人民検察院の組織の一つである。

地区（ケート）人民検察院が存在しない郡、市に地区（ケート）人民検察院郡・市支所を置く。そこには地区（ケート）人民検察院から人民検察院検察官あるいは法律専門官が一部派遣され、法律に定められた地区（ケート）人民検察院の権限行使と職務執行を行う。

地区（ケート）人民検察院郡・市支所の職務、権限、役割については、別の規則にそれを定める。

21 条 （新）郡・市人民検察院

条件を満たした郡・市は人民検察院を設置することができる。

設立された郡・市人民検察院については、人民検察院制度の一組織であり、被疑者を裁判所に起訴し、司法手続の事件訴訟において法律の尊重と遵守を、正当で、自身の責任範囲地域において統一的になるよう、モニタリング検査する職務を持つ。

郡・市人民検察院の職務、権限、役割については、地区（ケート）人民検察院の職務、権限、役割と同様に執行する。

第 5 章

軍検察院

22 条 （改正）軍検察院

軍検察院は国防軍の組織内に設置されたラオス人民民主共和国人民検察院制度内の一つの

組織であり、法律に従い、被疑者を軍裁判所に起訴し、軍組織、軍指導層、軍人、労働者、国防徴兵、また軍外部の人の、法律尊重と遵守をモニタリング検査する職務を持つ。

23 条 (新) 軍検察院の権限と職務

軍検察院の権限と職務は、軍検察院法にそれを定める。

第IV編

人民検察院の組織と人事構成

第1章

組織構成

24 条 (改正) 人民検察院の組織構成

人民検察院には、以下の構成組織がある。

1. 最高人民検察院には、最高人民検察院中央委員会、官房、複数の局、検察研究研修所ならびに複数の課がある。
2. 地域（パーク）高等人民検察院には、地域（パーク）人民検察院中央委員会、官房、複数の課がある。
3. 首都・県人民検察院には、首都・県人民検察院中央委員会、官房、複数のセクションがある。
4. 地区（ケート）人民検察院には、地区（ケート）人民検察院中央委員会、官房、複数のユニットがある。建設された郡人民検察院、市人民検察院には、地区（ケート）人民検察院と同じ組織構成がある。

25 条 (改正) 最高人民検察院中央委員会

最高人民検察院中央委員会は、最高人民検察院の組織であり、人民検察院制度の活動が効果的に実施されることを保証するために、人民検察院の業務に関する重要で戦略的な問題に合意する役割を持っている。

最高人民検察院中央委員会は、最高人民検察院長官の提言に沿って国民議会常務中央委員会が任命者となり、最高人民検察院長官を議長とし、最高人民検察院副長官全員が副議長となり、官房局長、局長全員と最高人民検察院の一部検察官が委員となる。

最高人民検察院中央委員会の総委員数は、15 人を超えないこと。

最高人民検察院中央委員会は、最高人民検察院中央委員会議長の招集によって少なくとも 3 カ月に 1 回開催される会議の活動によって実施される。

最高人民検察院中央委員会の議決は、多数決をもってなされる。

26 条 (改正) 最高人民検察院中央委員会の権限と責務

最高人民検察院中央委員会は、自身の責任範囲において以下の権限と責務を持つ。

1. 人民検察院の業務の発展に関する戦略計画を承認する。
2. 人民検察院が担当する法令起草について研究し意見を付する。
3. 確定した死刑判決（第一審判決、上級審判決）と再審について研究し意見を付する。
4. 最高人民検察院の官房、その他局、研究研修所の局長、副局長、また地方人民検察院の長、副長の任命、異動、解任の提案について研究し意見を付する。
5. 人民検察院の組織部門の設立または廃止につき、研究し意見を付する。
6. 人民検察院の年次計画、年次予算計画につき、研究し意見を付する。
7. 最高人民検察院長官が必要だとしたその他業務について研究し意見を付する。
8. 法律の定めに従いその他の権限の行使と役割執行を行う。

27 条 (改正) 地方人民検察院中央委員会

地方人民検察院中央委員会は、地方検察院の組織であり、地方検察院の組織制度と活動を効率的にするために、重要で戦略的な人民検察院の業務について合意する役割を持つ。

地方人民検察院中央委員会は、その地方人民検察院の所在の県人民議会常務委員会の検討と承認ののち、最高人民検察院長官の任命により、人民検察院長を議長、副人民検察院長全員を副議長として、官房室長、全課長、セクション長、ユニット長ならびに地方検察院検察官の一部を委員とする。

地方人民検察院中央委員会のメンバーの総委員数は、9 人を超えないこと。

地方人民検察院中央委員会は、地方人民検察院中央委員会議長の招集によって少なくとも 3 カ月に 1 回開催される会議の活動によって実施される。

地方人民検察院中央委員会会議の議決は、多数決をもってなされる。

28 条 (改正) 地方人民検察院中央委員会の権限と責務

地方人民検察院中央委員会は、自身の責任範囲において以下の権限と責務を持つ。

1. 自身の人民検察院の業務の発展に関する戦略計画を承認する。
2. 自身の人民検察院の組織部門の設立または廃止につき、研究し意見を付する。
3. 自身の人民検察院の官房、その他課、係、ユニットの長、副長の任命、異動、解任の提案について研究し意見を付する。
4. 複雑な事件、終身刑または死刑が課せられる犯罪について研究し意見を付する。
5. 自身の人民検察院の年次計画、年次予算計画につき、研究し意見を付する。
6. 人民検察院の長が必要だとしたその他業務について研究し意見を付する。

7. 法律の定めに従いその他の権限の行使と役割執行を行う。

第2章

人民検察院の人事構成

29 条（改正） 人民検察院の人事構成

人民検察院は、以下のような人事で構成される。

1. 最高人民検察院長官
2. 最高人民検察院副長官複数名、この中の 1 人が高等軍検察院長である。
3. 地域（パーク）人民検察院長官、副長官複数名
4. 首都・県人民検察院の長、副長複数名
5. 地区（ケート）、設立された郡、市人民検察院の長、副長複数名

これ以外に各レベルの人民検察院には、人民検察院検察官、人民検察院検察官補、法律専門職員ならびに管理職員がいる。

30 条（改正） 人民検察院の長と人民検察院検察官の基準

人民検察院の長と人民検察院検察官は、以下の一般基準を満たさなければならない。

1. 生誕時からラオス国民であり、年齢 27 歳以上であること。
2. 確固たる政治資質がある、自身の職務実施に対して道徳心があり品行方正、倫理観、純粹誠実である。
3. 法律学の学歴が上級ディプロマ以上、政治行政理論研修を受講し、人民検察業務研修受講を終了した。
4. 故意の犯罪による刑事事件の自由剥奪刑処罰を受けていないこと。
5. 健康である。

人民検察院長と人民検察院検察官には他に特別基準がある、自分の号、級は別規則の中で規定されている。

31 条 （改正） 選挙、任命、異動あるいは解任

最高人民検察院長官は、国家主席の提言に沿って国会によって選挙で選任あるいは解任される、任期は国会の任期と同じである。その任期は連続した二期を超えないこと。

最高人民検察院副長官は、最高人民検察院長官の提言に沿って国家主席によって任命、異動あるいは解任される。

地域（パーク）人民検察院長、首都・県人民検察院長、地区（ケート）、設置された郡、市

の人民検察院長は、人民検察院があるところの県人民会議が検討承認した後、最高人民検察院長官により任命、異動あるいは解任される。

地域（パーク）、首都・県、地区（ケート）、設置された郡、市の人民検察院副長、人民検察院検察官、人民検察院検察官補、法律専門職員と管理職員は、最高人民検察院長官によって任命、異動あるいは解任される。

高等軍検察院副長、地域（パーク）、首都・県の軍検察院の長ならびに副長は、国防省大臣の合意を得たのち、高等軍検察院の長の提言に沿って、最高人民検察院長官により任命、異動あるいは解任される。

軍検察院検察官、軍検察院検察官補、法律専門職員と管理職員は、軍検察院法の中で規定されたように高等軍検察院長官によって任命、異動あるいは解任される。

32 条 （改正）最高人民検察院長官の権限と職務

最高人民検察院長官は、以下の権限と職務を有する。

1. 全国範囲で捜査機関、人民裁判所、判決執行機関の法律の尊重、執行のモニタリング検査を主導し監督する。
2. 人民検察院における職員の業務実施を主導し検査する。
3. 国民議会あるいは国民議会常務委員会の検討のため、法案と他法令の草案研究をし、提案する。
4. 地方人民検察院の設立と、正しくそして統一的な執行のため法律の条文解釈を国民議会常務委員会に提案し、検討に付す。
5. 犯罪者であると起訴された人民検察院の長、副長、人民検察院検察官、人民検察院検察官補の刑事事件手続に関して意見を出す
6. 違法である下位の人民検察院長の命令を破棄する。
7. 最高人民裁判所に対して、事件に関する声明を行う。
8. 人民裁判所の出す命令、処分、第一審判決あるいは上級審判決に異議申立てをする。
9. 法律に従い、事件の再審を申請する。
10. 国家主席に対し、最高人民検察院副長官の任命あるいは解職を申請する。
11. 人民検察院の組織構成、職員数を規定する。
12. 人民検察院の長、副長、地方検察院中央委員会、人民検察院検察官、検察官補、法律専門職員ならびに管理職員の任命、異動あるいは解任をする。
13. 最高人民検察院中央委員会会議を招集して議長を務める。
14. 裁判官評議会に参加し、そこで見られた、憲法ならびに法律に合致していない議決を国民議会常務委員会に報告する。
15. 国会が閉会時期に、国民議会あるいは国民議会常務委員会に人民検察院の組織状況と活動

を報告する。

16. 法律で規定されているようにその他の権利を行使し、職務を遂行する。

33 条 (改正) 最高人民検察院副長官

最高人民検察院副長官は、職務実施において最高人民検察院長官の業務を補佐し、最高人民検察院長官の委任に沿って何らかの特別な業務責任を持つ。

最高人民検察院長官が多忙の場合は、委任を受けた最高人民検察院副長官が長官代理を務める。

34 条 (改正) 地域（パーク）検察院長官の権利と職務

自身の責任範囲に沿って地域（パーク）検察院長は、以下の義務と職務を有する。

1. 捜査機関、人民裁判所、判決執行機関の法律尊重と遵守のモニタリング検査を主導監督する。
2. 地域（パーク）検察院ならびに県首都検察院の職務実施について主導、監督、検査する。
3. 県首都人民検察院に対して法律面の助言をする。
4. 法律に合致しない下位の人民検察院長の命令を破棄する。
5. 地域（パーク）人民裁判所に対して控訴審および破棄審での声明を行う。
6. 地方裁判所の命令、処分、第一審判決ならびに上級審判決に対して不服を申し立てる。
7. 最高検察院長官に対して人民検察院の業務活動状況を報告する。
8. 地域（パーク）検察院中央委員会を招集し、議長となる。
9. 県人民会議が閉会時期に、県人民会議あるいは県人民会議常務委員会に対して地域（パーク）人民検察院の組織状況と活動を報告する。
10. 法律の中で規定されたようにその他の権限を行使し職務を遂行する。

35 条 (改正) 地域（パーク）人民検察院副長官の権限と職務

職務遂行において地域（パーク）人民検察院副長官は、地域（パーク）人民検察院長官業務を補佐する、そして高等人民検察院長の委任に沿って何らかの特別業務の責任を負う。

地域（パーク）人民検察院長官が多忙の場合、委任を受けた地域（パーク）人民検察院副長官が長官代理を務める。

36 条 (改正) 首都・県人民検察院の長の権限と職務

自身の責任範囲に沿って首都・県人民検察院の長は、以下の権限と職務を有する。

1. 捜査機関、人民裁判所、判決執行機関の法律尊重と遵守のモニタリング検査を主導監督する。

2. 自身の人民検察院ならびに設置された地区（ケート）、郡、市人民検察院の業務職務遂行を主導、監督、検査する

3. 設置された地区（ケート）、郡、市人民検察院に対して法律面の助言をする。

4. 法律に沿っていない下位の人民検察院の命令を破棄する。

5. 首都・県人民裁判所に被疑者を起訴し、裁判で声明をおこなう。

6. 首都・県人民裁判所の控訴審の声明をおこなう。

7. 条件を満たした犯罪人の期限前保釈に関して首都・県人民裁判所に声明を出す。

8. 自身より下位の裁判所の命令、処分、第一審判決と、自身と同級にある裁判所の決定（カムトックロン）に対して異議を提言する。

9. 首都・県人民検察院中央委員会を招集し、議長となる。

10. 地域（パーク）人民検察院長官ならびに最高検察院長官に対して首都・県人民検察院の組織状況と業務活動を報告する。

11. 県人民議会が閉会時期に、自身の所在する県にある県人民議会あるいは県人民議会常務委員会に対して、首都・県人民検察院の組織状況と業務活動を報告する。

12. 法律の中で規定されているようにその他の権限を行使し、職務を遂行する。

37 条（改正）首都・県人民検察院副長

職務遂行において首都・県人民検察院副長は、首都・県人民検察院長の業務を輔佐する、そして首都・県人民検察院長の委任に沿って何らかの特別業務の責任を負う。

首都・県人民検察院の長が多忙の場合、委任を受けた首都・県人民検察院副長が院長代理を務める。

38 条（改正）地区（ケート）人民検察院の長の権限と職務

自身の責任範囲に沿って地区（ケート）人民検察院の長は、以下の権限と職務を有する。

1. 捜査機関、人民裁判所、判決執行機関の法律尊重と遵守のモニタリング検査を主導監督する。

2. 自身の人民検察院の業務職務遂行を主導、監督、検査する。

3. 自身と同級の人民裁判所に被疑者を起訴し、裁判で声明をおこなう

4. 自身と同級の人民裁判所の第一審判決に反対を提言する。

5. 地区（ケート）人民検察院の組織状況と業務活動を首都・県人民検察院長に報告する。

6. 法律で規定されたようにその他の権限を行使し、職務を遂行する。

39 条（改正）地区（ケート）人民検察院副長

職務遂行において地区（ケート）人民検察院副長は、地区（ケート）人民検察院長の業務を輔

佐する、そして地区（ケート）人民検察院長の委任に沿って何らかの特別業務の責任を負う。

地区（ケート）人民検察院の長が多忙の場合、委任を受けた地区（ケート）人民検察院副長が院長代理を務める

40 条（改正）人民検察院検察官の権利と職務

人民検察院検察官は、人民検察院の長の委任に沿って以下の権限と職務を有する。

1. 捜査機関、人民裁判所、判決執行機関の法律尊重と遵守のモニタリング検査する
2. 事件の捜査を行う。
3. 事件手続における参加者に供述させる。
4. 事件について情報証拠を収集する。
5. 捜査官と共に事件手続に参加する。
6. 召喚状、招集状の発行。
7. 事件ファイルの研究総括を行う、検察の声明あるいは決定書の草案を作る。
8. 法廷に参加し、検察の声明をおこなう。
9. 命令、処分、確定した第一審判決ならびに上級審判決の執行についてモニタリング検査を行う。
10. 留置場、拘置場、矯正センター、刑務所ならびに裁判所の強制措置実施施設のモニタリング検査をおこなう。
11. 検察業務と政治行政理論に関してレベルアップを受ける。
12. 法律に規定されているようにその他の権利の行使と職務の遂行をおこなう。

41 条（改正）人民検察院検察官補の権利と職務

人民検察院検察官補は、人民検察院検察官からの委任により以下の権利と職務を有する。

1. 事件手続に参加する。
2. 事件手続の参加者からの供述の聴取に参加し、供述書の記録をとる。
3. 事件ファイルの研究と総括の補助、ならびに検察の声明と決定書の草案を作る。
4. 事件に通し番号を付ける、事件ファイルの分類ならびに書類目録を作る、事件書類整理と裁判統計の作成。
5. 事件押収物のリスト作成と追跡管理をする。
6. 起訴された者、矯正を受けた者、犯罪者のリストと統計の作成。
7. 召喚状、招集状の作成を行う。
8. 人民検察業務と政治行政理論についてレベルアップを受ける。
9. 委任に沿ってその他権限の行使と職務を遂行する。

第V編

人民検察院による被疑者の裁判所への起訴

42 条（新）人民検察院による被疑者の裁判所への起訴

人民検察院による被疑者の裁判所への起訴とは、人民検察院の長が刑事事件に関して裁判所に法律に則して審理をさせるための命令をだすことである。

被疑者を裁判所に起訴する命令を出す権限があるのは、人民検察院だけである。

人民検察院の被疑者の裁判所への起訴には、以下の場合がある。

- 1 被疑者の裁判所への起訴
- 2 被疑者の裁判所への直接起訴

43 条（改正）被疑者の裁判所への起訴

被疑者の裁判所への起訴とは、人民検察院の長が被疑者に対し起訴事由を特定し、同時に事件ファイル、被疑者、押収物を裁判所に送り、法律にしたがい審理判決を求める命令を発出することである。

被疑者の裁判所への起訴の手続については、刑事訴訟法の中に定められる。

44 条（新）被疑者の裁判所への直接起訴

被疑者の裁判所への直接起訴とは、人民検察院の長、あるいは人民検察の検察官が、捜査開始を経ることなく、被疑者を裁判所に起訴することである。

被疑者の裁判所への直接起訴の条件と手続方法は、刑事訴訟法にしたがって執行する。

45 条（改正）起訴と裁判所に対する声明

被疑者を裁判所に起訴、裁判の声明を出す前に、人民検察院は、起訴命令と裁判所に対する声明を証明するために、事件ファイルを包括的、全面的ならびに客観的に研究し、証拠がすべて揃っていてそれが確固たるものであることを保証しなければならない。

事件ファイルを人民裁判所に送付し検討する前に、人民検察院の起訴命令は、起訴を受けた者に対して、少なくとも公務日 3 日以内に知らされなければならない。

第VI編

法律執行のモニタリング検査

46 条（改正）法律執行のモニタリング検査

法律執行のモニタリング検査とは、司法手続の刑事事件手続において、人民検察院により、捜査機関、人民裁判所、判決執行機関の法律執行状況をモニタリング検査することである。

47 条 (新) 法律執行のモニタリング検査の種類

法律執行のモニタリング検査の種類は以下の通りである。

- 1 捜査機関の法律執行のモニタリング検査
- 2 事件手続における裁判所の法律執行のモニタリング検査
- 3 判決執行のモニタリング検査
- 4 留置場、勾留施設、矯正センター、刑務所ならびに裁判所の強制措置実施施設の法律執行モニタリング検査

第 1 章

捜査機関の法律執行のモニタリング検査

48 条 (改正) 捜査機関の法律執行のモニタリング検査

捜査機関の法律執行のモニタリング検査とは、捜査の手続が正当で、包括的かつ全面的、客観的であることをモニタリング検査することで、その目的は以下のとおりである。

1. 捜査機関の規則や法律執行が正しく法律に合致しているかあるいは法律違反であるか明白にする。
2. 家宅搜索、拘束、逮捕、仮勾留、仮釈放などが法律に沿って正しいものであるかあるいは法律違反があるか、捜査方法ならびに防止措置を調べる。もし法律違反があった場合には、人民検察院は法律に正しく執行され改善されるよう関係機関に命令を出さなければならない。
3. 捜査機関が刑事訴訟において法律を厳格に執行させるようにさせる。
4. 捜査機関の長の捜査開始命令を出すべきかあるいは出さないか、確固たる証拠があるか否かどうか、ならびに法律に沿って正しいか。
5. 起こった各犯罪を研究し明白にする、ならびに法律に沿って犯罪者を逃さないで処罰する。
6. 解決のための対策を立てるために、犯罪の原因と条件を明白にする。

49 条 捜査機関の法律執行モニタリング検査における人民検察院の権限と職務

捜査機関の法律執行モニタリング検査において、人民検察院は、自身の責任範囲に沿って以下の権限と職務を有する。

1. 犯罪に関する事件ファイル一式、書類、押収物件ならびに様々な情報を捜査機関に督促する。。
2. 刑事事件の捜査に参加する、あるいは必要な場合は、独自で捜査を実施することもできる
3. 法律に沿って正しくない、あるいは理由のない捜査機関の命令を破棄する。

4. 捜査方法、防止対策ならびに犯罪者の探し方、罪の分類に関して文書で助言を行う。
5. 容疑者の拘束命令、逮捕命令、仮勾留、仮釈放、現行犯ではないあるいは緊急でない場合に関しての家宅捜査などの命令を出す。
6. 法律の中で規定されている捜査期間ならびに仮勾留期間の延長をする。
7. 捜査機関に事件ファイルを返却する、それと一緒に追加的捜査に関する助言を付す。
8. 事件手続において法律違反をした捜査官に対して、捜査を停止するよう捜査機関長に命令を出す。
9. 捜査開始命令を出す、事件の棄却あるいは一時中止命令を出す。
10. 法律の中で規定されたようにその他の権限の行使と職務施行を行う。

50 条 捜査機関に対する人民検察院の法令実施における強制効果

人民検察院長のすべての命令ならびに決定は、捜査機関にとって強制効果を持つ。

第 2 章

事件手続における裁判所の法律執行についてのモニタリング検査

51 条 (改正) 事件手続における裁判所の法律執行についてのモニタリング検査

人民検察院は事件手続における裁判所の法律執行について、事件手続規則に従い包括的、全面的、客観的また正当であることをモニタリング検査し、裁判所の命令、処分、第一審判決また上級審判決が正当かつ公正なものにする。

事件訴訟の裁判所の法律の遵守のモニタリング検査においては、人民検察院は、法律にしたがって、刑事訴訟、民事訴訟、商事訴訟、家事訴訟、少年事件、労働訴訟、行政訴訟手続をモニタリング検査する。

もし裁判所の法律執行のモニタリング検査において事件手続の規則違反があった場合には、検察官は裁判所の担当部に是正を検討するように提言を行う必要がある。

52 条 (新) 刑事事件手続における裁判所の法律執行についてのモニタリング検査

人民検察院による刑事事件手続における裁判所の法律執行モニタリング検査は、事件手続を包括的、全面的、客観的、事件手続の規則に正しいことを保証し、裁判所の命令、処分、第一審判決また上級審判決が正しく正当なものになるようにする。

53 条 裁判所の刑事事件手続における法律執行のモニタリング検査における人民検察院の権限と義務

裁判所の刑事事件手続における法律執行のモニタリング検査に際して、人民検察院は、自身の責任範囲に沿って以下のような権限と義務を有する。

1. 自身と同級の人民裁判所の刑事事件手続に参加し、公訴事実の表明、裁判所への声明をし、法廷での審理（タイスワン）に参加する。

2. 刑の決定ならびにその罪にどの法律条項を適用したかを含め、自身の起訴事実に沿っての裁判所の第一審判決あるいは上級審判決が正しいか否かを検査する。

3. 確固たる理由がないあるいは法的に正しくないと思われる人民裁判所の刑事事件の確定していない命令、処分、第一審判決、上級審判決に対して異議を提言する。

4. 裁判所の判決前に自身の反対提言を撤回する。

5. 法律に沿って再審を提言する。

6. 法律の中で規定されているようにその他の権限を行使し職務を遂行する。

54 条 （新）民事裁判、商事、家事、少年、労働ならびにその他民事関連事件手続での法律執行モニタリング検査

人民検察院は、法律にしたがい職務として、民事裁判、商事、家事、少年、労働ならびにその他民事関連事件手続での裁判所の法律執行をモニタリング検査し、国家、社会、共同の利益を保護し、行為能力を持たない少年やそれ以外の者の正当な権利と利益を保護する。

55 条（改正）民事裁判、商事、家事、少年、労働ならびにその他民事関連事件手続での法律執行モニタリング検査における人民検察院の権利と職務

民事裁判、商事、家事、少年、労働ならびにその他の民事関連事件の裁判所の法律執行のモニタリング検査において、人民検察院は、自身の責任範囲に沿って以下の権限と義務を有する。

A. 訴える者がいない場合

1. 民事における原告となる。

2. 事件証拠を揃え人民裁判所に訴える。

3. 人民裁判所に対して文書で声明を出す。

4. 声明を出すために自身の級の裁判法廷に参加する。

5. 自身と同級あるいは下位の裁判所の、まだ確定していない民事裁判、商事、家事、少年、労働、ならびにその他民事関連事件の確固たる理由がないあるいは法的に正しくないと思われる命令、処分、第一審判決、上級審判決に異議を提言する。

6. 再審を申立てる。

7. 法律の中で規定されているようにその他の権限を行使し職務を遂行する

B. 訴える者がいるあるいは原告が存在する場合

1. 事件ファイルを研究し人民裁判所に対して文書で声明を出す。

2. 声明を出すために自身の級における法廷に参加する。

3. 自身と同級あるいは下位の裁判所の、まだ確定していない民事裁判、商事、家事、少年、労働、ならびにその他民事関連事件の確固たる理由がないあるいは法的に正しくないと思われる命令、処分、第一審判決、上級審判決に異議を提言する。

4. 再審を申立てる。

5. 法律の中で規定されているようにその他の権限を行使して職務を遂行する。

56条 (改正) 民事裁判、商事、家事、少年、労働、民事に関連するその他事件手続における、裁判所の法律執行のモニタリング検査の方法

民事裁判、商事、家事、少年、労働、民事に関連するその他事件手続における、裁判所の法律執行のモニタリング検査は以下の方法で実施する。

1. 事件の証拠の研究、収集、また人民裁判所への訴訟提起を行う。

2. 裁判所から送られた取り纏め書または事件ファイルを研究する。

3. 文書にて声明書を作成する。

4. 自身の級の裁判法廷に参加し、裁判所に対し声明を行う。

5. 自身と同級あるいは下位の裁判所の確定していない民事、商事、家事、少年、労働また民事に関連するその他事件の処分、第一審判決、上級審判決が法律上で確実な理由がない、あるいは正当でないと見える時に、異議を提言する。

6. 法律に定められたその他の権限の行使と役割の執行をおこなう。

57条 (新) 行政裁判手続における裁判所の法律執行のモニタリング検査

人民検察院は、行政裁判手続における裁判所の法律執行についてモニタリング検査を行い、国家の利益を保護し、事件手続の規則にしたがい、事件手続が包括的、全面的、客観的また正当に行われることを保証することで、裁判所の命令、処分、第一審判決、上級審判決が正当で公正になるようにする。

58条 (新) 行政裁判手続の裁判所の法律執行のモニタリング検査における人民検察院の権限と責務

行政裁判手続の裁判所の法律執行のモニタリング検査における人民検察院の自身の責任範囲内の権限と責務は以下の通り。

1. 国の代理人となる。

2. 裁判所行政部から送られた取り纏め書あるいは事件ファイルを研究する。

3. 文書にて声明書を作成する。

4. 自身の級の裁判法廷に参加し、声明を行う。

5. 自身と同級あるいは下位の裁判所の行政裁判の命令、処分、第一審判決また上級審判決が事実に対し正当でない、あるいは法律に公正でないとみられるときに、異議を提言すること。

6. 事件の再審を申し立てる。
7. 法律に定められたその他の権限の行使と役割の執行をおこなう。

第3章

判決執行のモニタリング検査

59条 判決執行のモニタリング検査

裁判所の判決執行のモニタリング検査は、確定した命令、処分、第一審判決あるいは上級審判決の執行をモニタリング検査し、法律で規定されたように正しく完全に執行させることを目的とする。

60条 (改正) 判決執行のモニタリング検査における人民検察院の権限と職務

判決執行のモニタリング検査において、人民検察院は、自身の責任範囲に沿って以下の権限と職務を有する。

1. 第一審判決あるいは上級審判決の執行命令の写しを受け取る。
2. 関係の判決執行機関に判決を執行するように提言する。

2-1命令、処分、第一審判決あるいは上級審判決の執行状況を報告する。

2-2確定した命令、処分、第一審判決あるいは上級審判決であるが未だ執行されていないものを実施する。

3. 法律の執行、民事上の清算、裁判所費用、裁判敗訴手続き費用の徴収譲渡、罰金を徴収して予算の中に譲渡する、資産の差し押さえを国有化する、刑事罰の実施、判決執行の終了などの判決執行の正当性を検査する。

4. 命令、処分、第一審判決あるいは上級審判決に沿って、誤った執行の変更、一時停止、破棄を提言する。

5. 命令、処分、第一審判決、上級審判決の廃止に関する判決執行機関の提言書を研究、検討する。

6. 訴えを提起し、人民裁判所に声明を出すため、裁判所の決定の不執行について研究、検討する。

7. 法律の定めにしたがい、その他の権限の行使と職務の執行を行う。

人民検察院の各提言に対して、判決執行機関は、提言を受けた日から数えて政府業務日 30日以内に執行しなければならない。

第4章

留置場、勾留施設、矯正センター、刑務所と裁判所の強制措置施設の法律執行のモニ

タリング検査

61 条（改正）留置場、勾留施設、矯正センター、刑務所とその他裁判所の強制措置施設の法律執行のモニタリング検査

留置場、勾留施設、矯正センター、刑務所ならびにその他裁判所の強制措置施設における法律執行のモニタリング検査は、法律、規則と、拘束、勾留、矯正、懲役刑ならびに裁判所の他の強制処置の条件に沿って正しく執行するために行う。

62 条（改正）留置場、勾留施設、矯正センター、刑務所ならびにその他裁判所の他の強制措置施設での法律執行のモニタリング検査における人民検察院の権限と職務

留置場、勾留施設、矯正センター、刑務所ならびにその他裁判所の強制措置施設での法律施行のモニタリング検査における人民検察院の権利と職務は以下の通りである。

1. 早急に解決措置を執行するために、容疑者、被疑者者、被告、矯正された者あるいは囚人の拘束、勾留、移動、外に治療に出る、ならびにその保釈が法律で規定されたように正しく実施されたか否か調べる。

2. 留置場、勾留施設、矯正センター、刑務所、裁判所の他の強制措置施設が法律の中で規定されたように組織化しているかあるいはいつそれが組織化されるか現場に行って視察検査する。

3. 拘束、逮捕、勾留、保釈、矯正ならびに裁判所の他の強制処置実施に関する書類を検査する。

4. 拘束された者、勾留された者、矯正された者ならびに裁判所の他の強制処置実施の管理を検査するとともに前述したこれらの人に審問する。

5. 拘束された者、勾留された者、矯正された者ならびに裁判所の他の強制処置を受けた者に対する係官の行為がどのようなものであったか検査する。係官の行為に違法および規則違反が見られる場合は、警告しなければならない。その行為が刑事罰であるならば法律に沿って法的措置を進める。

6. 法律に沿わずに不正に拘束された者、勾留された者、矯正された者ならびに裁判所の他の強制処置を受けた者に対しては、直ちに命令を出し釈放しなければならない。

7. 恩赦を受ける条件を持つ犯罪者の研究、検討、選抜、分類、ならびにリスト作成に参加する、国家主席令に沿って恩赦の実施検査を実施する。

8. 留置場、勾留施設、矯正センター、刑務所内において、訴えられた者、被告、矯正を受けた者、囚人で、期限前に釈放の許可を得た者、治療を受ける許可を得た者、あるいは、ある場所から別の場所に移動して処罰を受ける許可を得た犯罪者の名簿を検査する。

9. 法律の定めと合致するよう留置場、勾留施設、矯正センター、刑務所の長の命令と規則などを検査する、そして前述した責任長に法律違反の理由を説明させる

留置場、勾留施設、矯正センター、刑務所の責任長は、法律の中で規定されているように、拘束、勾留、矯正、収容の規則遵守に関して人民検察院長の命令に従って実施しなければならない。

10. 法律の中で規定されたようにその他権限を行使し、業務を執行する。

63 条 起訴された者、被告、矯正を受けた者ならびに犯罪者の起訴状、提案書を送付する際の責任
勾留場、矯正センターならびに刑務所の中央委員会は、収容してから 48 時間以内に人民検
察院に対して、起訴された者、被告、矯正を受けた者ならびに犯罪者の起訴状、提案書を送付しなけ
ればならない。

第VII編

業務体制と方法

64 条 業務体制

各クラスの人民検察院は、統一的に中央集権された人民検察院体制をなし、最高人民検察
院長官によって指揮されている、下位の人民検察院長は上位の人民検察院長の下に所属する。自身
の職務実施において、下位の人民検察院長は、法律と最高人民検察院長官の命令にそって実施を行
う。

人民検察院は、業務職務において、法令遵守を基本原則として、法律に合致するように、
法律執行を正しく統一的に行うことを保証する。

65 条 業務方法

人民検察院は計画を立て、仕事を分け個人に責任分担し、検査、総括し、知識経験を伝えそ
して報告し、自身の上位機関からアドバイスを受け、他のセクションならびに関係する地方行政機
関と共同実施することにより、業務職務の実施を行う。

第VIII編

禁止事項

66 条 一般禁止事項

個人、法人、組織が以下の行為をすることを禁止する。

1. 人民検察院検察官・公務員の職務遂行に対して、介入、干犯、妨害する。
2. 事件の情報、証拠を見せない、隠匿あるいは破壊する。
3. 人民検察院検察官・公務員、証人あるいは事件に関係する他の個人を恐喝するあるい
は傷害を負わせる。
4. 被疑者、訴えられた者、被告、犯罪人事件の係争相手を保護する、隠す。
5. 人民検察院検察官・公務員に賄賂を渡す。
6. 人民検察院検察官・公務員を侮辱、誹謗中傷する。

7. 人民検察院あるいは人民裁判所の命令なくして拘束、逮捕、勾留、家宅捜査を行う。
8. 事件の押収物を使用する損傷させる。
9. 法律違反となるその他の行為をする

67条 (改正) 人民検察院の検察官・公務員の禁止事項

人民検察院の検察官・公務員が以下の行為をすることを禁止する。

1. 自身、友人、仲間、家族あるいは親戚の利益を得るために地位、職務、権利を乱用する。
2. 法律の中で規定されている範囲を超えて権限、職務を行使する。
3. 訴えられた者、被告、罪人あるいは事件における当事者を強制ならびに恐喝する。
4. 職務に対して無関心、事実を捻じ曲げる、訴えられた者、被告、犯罪者あるいは事件における当事者を隠すあるいは隠匿する。
5. 事件の法的処置を進めることから利益を得るために事件ファイルを取り押さえる、わざと時間をかけて書類を出さない。
6. 事件当事者、個人、法人ならびに組織に賄賂を督促、要求、受け取る。
7. 利益を得るために訴えられた者、被告、罪人あるいは事件の当事者と連絡を取る。
8. 事件ファイルの中にある書類、証拠を見せない、秘匿する、事件の押収物を使用する、壊す。
9. 国家の機密を漏洩する。
10. 法律違反となるその他の行為。

68条 事件手続参加者の禁止事項

事件手続参加者の禁止事項には、以下の行為がある。

1. 人民検察院検察官・公務員、事件手続への証拠情報の提供者あるいは関係者を妨害する、混乱させる、恐喝する。
2. 真実ではない証拠情報を報告、提供する、事件の中で証拠となる書類、物品を隠し、破壊する。
3. 事件に関する証拠情報の提供を拒否する。
4. 人民検察院検察官・公務員、証人あるいは関係する個人に賄賂を渡す。
5. 人民検察院検察官・公務員を侮辱、誹謗中傷する。
6. 法律違反となるその他の行為。

第IX編

人民検察院に対するモニタリング検査

69条（改正）モニタリング検査の種類

人民検察院のモニタリング検査には、以下の2種類がある。

1. 上位の人民検察院が検査者となって行う内部モニタリング検査で、下位の人民検察院を法律に沿ってモニタリング検査する。
2. 法律に沿って行われる外部モニタリング検査で、国民議会と県人民議会が検査者となる。

70条（改正）モニタリング検査の内容

人民検察院モニタリング検査の内容は、以下の通りである。

1. 人民検察院の役割、権限と職務を検査する。
2. 捜査方法と防止措置の使用など人民検察院の法律執行を検査する。
3. 組織と人材面における管理を検査する。
4. 人民検察院の検察官・公務員に対する、特別政策と強制措置の実施を検査する。
5. その他必要と思われる内容。

71条（改正）モニタリング検査の形式

人民検察院に対するモニタリング検査には以下の3形式がある。

1. 通常計画内のモニタリング検査とは定期的な計画に従って行う検査で、実施時期は先に決まっているもの。
2. 事前通知によるモニタリング検査とは通常の計画外であるが必要性が見られた際に実施され、被検査者には事前に通知される。
3. 緊急モニタリング検査とは、緊急に実施される検査で被検査者への事前の通告なしで実施される。

上記モニタリング検査においては、法律に正しく執行されなければならない。

第X編

人民検察院の設立日、公印、徽章、マーク、制服、勤務証、検察官証ならびに予算

72条 人民検察院の設立日

人民検察院の設立日は、1990年1月9日である。

73条（改正）人民検察院の公印

各級の人民検察院は、自身の公印を所有している。形は円形であり、円形の中心部には国家

のマークがある、円形内の縁の上部には「人民検察院+それぞれの級」が記載され、下部は五角形星で上部と区切られ、「院長」と記載されている。

最高人民検察院の公印は、上部の円形の縁の中には「最高人民検察院」という記載があり、下部は五角形星で上部と区切られて、「長官」という記載がある。

74条 (改正) 人民検察院職員の徽章、マーク、制服、検察官・公務員証

人民検察院の検察官・職員の徽章、マークと制服については、最高人民検察院長官の提案に基づき、国民議会常務委員会が決定する。

人民検察院検察官の徽章については、最高人民検察院長官が発行し、使用について管理する。

人民検察院の検察官・公務員証については、最高人民検察院長官が発行する。

75条 (新) 人民検察院職員証

人民検察院職員証は、関連の規則にしたがって、最高人民検察院長官が発行し、使用管理する。

76条 人民検察院の予算

人民検察院の予算は、法律に沿って、最高人民検察院が自分より下位の人民検察院からの予算計画を総括し、総合的な予算計画を立て、許可を申請することにより垂直的に計上される。

軍人民検察院の予算は、国防省に属する。

人民検察院長、人民検察院副院長、人民検察院検察官ならびに人民検察院検察官補は、特別な給料の等号級の指標と特別手当のインセンティブがある、これは別の規定の中で定められている。

第XI編

功績をあげたものに対する特別政策ならびに違反者に対する措置

77条 (改正) 功績をあげた者に対する特別政策

この検察院法の執行において、個人、法人あるいは組織で素晴らしい功績をあげた者は、規則に沿って報奨ならびに特別政策を受ける。

78条 (改正) 違反者に対する措置

個人、法人あるいは組織でこの検察院法に違反した者で、国、社会、共同体の利益あるいは、市民の正当な権限と利益に対して損害を与えた者は、研修教育、規律処分、罰金、自分が起こした損害賠償を支払い、あるいは法律に従い刑事事件処罰などの措置を受ける

第XII編 最終規定

79 条 執行機関

この検察院法の執行機関は、ラオス人民民主共和国政府ならびに最高人民検察院である。

80 条 (改正) 発効

この検察院法は、2025年1月30日から有効となり、ラオス人民民主共和国国家主席が公布に関する国家主席令を出し、そして政府官報に登録されたのちに発効する。

この検察院法は、2017 年 5 月 10日付書類番号 21/ソーポーソー（国会の略語）人民検察院法にとって代わるものである。



ປອ ໄຊສົມພອນ ພົມວິຫານ

ラオス人民民主共和国国民議会議長

署名 Dr. サイソムポーン・ポムヴィハーン